

# 景観重要建造物及び景観重要樹木の 指定の方針 (法第8条第2項第3号)

 多治見の風景を特徴づけ、形づくる重要な要素となっている建築物、工作物、樹木等で、道路などの公共の場から容易に見ることができ、市民に親しまれているものを、所有者の意見を聞き合意を得た上で景観重要建造物及び景観重要樹木として指定します。